

J R宇都宮駅西口歩道上自転車駐車場管理運営業務仕様書

1 趣旨

宇都宮市自転車駐車場条例（以下「条例」という。）第1条に定める「自転車の利用者の利便に供するとともに、自転車の放置を防止し、都市の美観と良好な交通環境を保持するため」の設置目的を十分に発揮しうる施設の管理運営等を行うため、宇都宮市自転車駐車場の管理運営業務のうち、J R宇都宮駅西口歩道上自転車駐車場（以下「歩道上駐車場」という。）の管理運営に関する業務について定めることを目的とする。

2 基本事項

（1）施設名称、所在地及び使用時間

施設の名称、所在地及び使用時間については、次のとおりとする。

ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、使用時間を変更することがある。

施設の名称 〔収容台数〕	所在地	使用時間
J R宇都宮駅西口歩道上 自転車駐車場 〔180台〕	宇都宮市川向町632番14	午前0時～午後12時

（2）休業日

年中無休とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、休業日を設定することがある。また、指定管理者は市の承認を得て、休業日を設定することができる。

（3）使用料

使用料については、条例第6条によるものとする。

3 機器の保守・点検業務

（1）業務

歩道上駐車場の正常な機能を維持し、機器を保全するために必要な機器等の保守・点検を主な業務とする。

業務の遂行にあたっては、事故を未然に防止し、諸機器の長期間の使用に努

めるとともに、運転経費の節減を図らなければならない。

(2) 業務内容及び業務時間（又は回数）

- ア 機器の定期点検（主要点検箇所は駐輪機及び精算機）：年2回
- イ 消耗品の補充，必要な部品の交換，修繕等の保守作業：随時
- ウ 精算機の機械警備による保守・保全：24時間（通年）
- エ 前記機械警備受託者との連絡：随時
- オ 上記アからエの業務に関する記録及び報告書の作成，市への連絡及び報告，関係機関への通報その他の必要な措置：随時
- カ その他市の指示する事項：随時

(3) 業務体制

業務の適切な遂行にあたって，必要な人員・体制をとるものとする。

4 利用者への対応業務

(1) 業務

利用者の利便性を確保するため，機器の使用方法や各種問い合わせについて，昼夜を問わず対応するとともに，緊急時については歩道上駐車場において利用者の安全確保等の必要な対応・措置を図ることを主な業務とする。

業務の遂行にあたっては，利用者の意見等を聴取，反映し，歩道上駐車場の機能の改善等を図らなければならない。

(2) 業務内容及び業務時間（又は回数）

- ア インターホン等による利用者の問い合わせ等への対応：24時間（通年）
- イ 機器の不具合等が生じた場合における機器の遠隔操作による駐輪機の強制解除等の対応：24時間（通年）
- ウ 火災・事故等の緊急時における利用者の安全確保等の現場対応（通報又は発報後30分以内に到着すること。）：24時間（通年）
- エ 上記アからウの業務に関する市への連絡及び報告，改善等の提案，関係機関への通報その他の必要な措置：随時
- オ 上記アからウの業務に関する記録，報告書の作成及び市への提出：作成は随時，報告は月1回（原則翌月10日まで）
- カ 利用の上限時間を超える駐車車両についての市への連絡：随時
- キ 歩道上駐車場の利用台数，使用時間等の利用状況に関する集計・報告：月1回（原則翌月10日まで）
- ク その他市の指示する事項：随時

(3) 業務体制

業務の適切な遂行にあたって、必要な人員・体制をとるものとする。

(4) 広報に関する業務

駐車場の混雑状況が分かるシステム等による管理運営を行うこと。

5 防犯等に係る業務

施設内を適宜巡回するとともに防犯カメラ等により、盗難等の防止を図ること。

6 使用料の納入業務

(1) 業務

市が歩道上駐車場利用者から使用料を収納するため、定期的な精算機からの集金及び金融機関等への納入を適正に行うことを主な業務とする。

業務の遂行にあたっては、歩道上駐車場の利用を妨げることがないように、安全かつ確実な方法及び体制によって収納業務を実施し、使用料の収支を明らかにしなければならない。

(2) 業務内容及び業務時間（又は回数）

ア 精算機からの使用料の集金：毎日

イ 集金した使用料の納付（所定の納付書により市の指定する金融機関に納付する。）：原則集金日又はその翌日

ウ 利用者への領収書の発行（ただし、利用者が必要としない場合を除く。）：24時間（通年）

エ 釣銭の準備及び補充：随時（原則集金時に行う。）

オ 現金出納簿の作成及び報告：作成は随時、報告は月1回（原則毎月10日まで）

カ 管理システムに基づく計算書の提出（日計及び月計が分かるもの）：月1回（原則毎月10日まで）

キ その他市の指示する事項：随時

(3) 業務体制

使用料の集金及び納付等の現金を取り扱う業務に際しては、紛失、盗難等の事故防止に努めるとともに、使用料等の現金を適正に管理し、取り扱わなければならない。

7 巡回・利用指導等業務

(1) 業務

歩道上駐車場の適正な利用を促進するため、定期的な巡回により、利用指導を行うとともに清掃等を行うことを主な業務とする。

業務の遂行にあたっては、利用者が歩道上駐車場を適正に利用できるよう、清潔な環境を保持することに努めなければならない。

(2) 業務内容及び業務時間（又は回数）

ア 巡回：1日2回（昼と夕方、概ね12時と18時）

イ 利用者等への適正利用の指導及び監視：随時

ウ 利用案内（周辺自転車駐車場を含む。）：随時

エ 不正利用等がある場合の警告札の貼付：随時

オ ごみ拾いなど簡易な清掃：随時

カ 機器等の目視による点検：随時

キ 巡回業務日誌の作成及び報告：作成は随時、報告は月1回（原則翌月10日まで）

ク その他市の指示する事項：随時

(3) 業務体制

業務の適切な遂行にあたって、必要な人員・体制をとるものとする。

8 その他の業務

指定管理者は、上記に掲げる施設の運営に関する業務及び施設の維持管理に関する業務のほかに、以下の業務を行うこととする。

(1) 会計関係簿、利用状況報告書等の作成及び市への報告

指定管理者は、適正に指定管理料を執行するとともに、下表に掲げる報告書を、期限内に提出し、市の承認を得ることとする。

書類名	作成期間	提出期限
年間収支状況	年度毎	翌年度の4月末まで
一時使用の利用状況に関する事項	1ヶ月単位	原則翌月10日まで
使用料収入の明細に関する事項	1ヶ月単位	原則翌月10日まで
管理施設の修繕状況	四半期毎	四半期終了後、原則翌月10日まで

利用者からのクレーム状況	四半期毎	四半期終了後，原則翌月１０日まで
利用者アンケートの結果	随時	アンケートを実施した原則翌月１０日まで

(２) キャッシュレス決済による管理運営について

施設利用者の利便性の向上のため，指定事業における現地での使用料の徴収においてキャッシュレス決済による管理運営を行うこと。

ア キャッシュレス決済機器を各施設にて運用すること。

イ 決済代行事業者との契約は，指定管理者が行うこと。

ウ 決済代行事業者については，市と協議して選定すること。

エ 以下の機能要件を満たすこと。

(ア) 決済手段として，電子マネー決済（Suica は必須とする）を使用可能とすること。

(イ) 品目別・科目別・決済手段別の決済データの抽出と，それらのクロス集計が可能であること。

オ キャッシュレス決済によって徴収した使用料については，決済代行事業者からの入金後，速やかに市に納入すること。

カ キャッシュレス決済機器等について，施設への設置を目的として新たに購入した場合は，指定期間の終了時に市の備品とすること。なお，リース等によってキャッシュレス決済機器等を調達する場合や指定管理者が保有するキャッシュレス決済機器等を設置する場合は，この限りではない。

９ 法令等の遵守について

指定管理者は，基本協定書に基づき，情報管理，環境配慮，行政手続について関係の法令を遵守こととし，歩道上駐車場に係る下記の法令等も遵守することとする。

(１) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

(２) 宇都宮市自転車駐車場条例

(３) 宇都宮市自転車駐車場条例施行規則

(４) 宇都宮市自転車駐車場の管理に関する基本協定書及び年度協定書

(５) 仕様書

(６) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

10 仕様の変更について

指定管理期間中において、本仕様書の内容等に変更が生じる場合は、別途協議の上、定めること。

11 留意事項

(1) 業務実施に関する留意事項

業務の実施については、市は指定管理の業務委託に係る事業計画書及び年度協定書に基づき、これを指定管理料として支出することとする。

この場合、指定管理者は、定められた業務以外に指定管理料を使用してはならない。

不正に使用した場合、市は償還を求めるものとする。

(2) 施設の運営に関する留意事項

営業日及び使用時間等で、やむを得ず臨時休業、使用時間の変更等が必要となる場合については、事前に市の承認を得ることとする。

また、市の施策上、歩道上駐車場の管理形態の変更が必要とされる場合は、市と協議の上、それに対応することとする。

(3) その他定めのない事項について

ア 本仕様書に記載のないもののうち、必要な事項については「宇都宮市自転車駐車場管理運営業務仕様書」に基づき実施することとする。

イ その他不明な点や疑問な点が生じた場合は、市と協議を行い、市の指示に従うこととする。